

株式会社フレアコーポレーション
あんずデイサービス伊丹

通所介護・介護予防日常生活支援総合事業

(通所型サービス) 重要事項説明書

1 事業者の表示

法人名	株式会社 フレアコーポレーション
代表者	代表取締役 山本 康二
所在地	兵庫県川西市小花1丁目12-16
連絡先部署名	介護事業部
主な実施事業	・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業
設立年月日	1997年 8月 8日
電話番号	072-767-1151
FAX番号	072-767-1152
インターネットアドレス	http://www.furea.jp/

2 事業所の表示

事業所名	あんずデイサービス伊丹
介護保険指定番号	2873301770
所在地	伊丹市平松4丁目2-23
電話	072-782-0602
FAX番号	072-782-0603
開設年月日	2006年10月1日
営業日	月曜日 ～ 土曜日
受付時間	8:30 ～ 17:30
サービス提供時間	9:00 ～ 16:30

3 事業所の責任者

職名	氏名
管理者	澤近 悦子

4 事業実施地域

通常サービス提供地域	伊丹市・尼崎市
------------	---------

5 当事業所の運営方針

できる限り住み慣れた地域において、安心して在宅生活を続けていけるよう、お客様の多様化するニーズを的確に応える為、福祉、医療、保健、その他関連する業務に従事する者と積極的な連帯強化を図り、お客様一人ひとりの心豊かな暮らしを支える専門職として、最善の介護サービスの提供に努める。

6 従業員体制

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービス、介護予防日常生活支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	専 従	兼 務
管理者		1名
生活相談員		2名
機能訓練指導員		4名
看護職員		4名
介護職員	8名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：30
3. 機能訓練指導員	勤務時間： 8：30～17：30

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。
但し、食材料費は別途いただきます。）

・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12:00～13:00

② 入浴

・入浴の介助を行います。

③排泄

・ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

介助に必要な人員配置し安全に送迎致します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業対象者、要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負

担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食材料費（おやつ代含む）１回ご利用につき９００円（おやつ・ドリンク含む）

② おむつ代

ご契約者に提供するおむつにかかる実費の費用です。（物々交換でも可）

③ レクリエーション及びクラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月２７日 までにお支払いください。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第７条参照）

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス、介護予防日常生活支援の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 職員の禁止行為

職員は利用者に対するサービス提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ① 医療行為 ※看護師のみ可
- ② 利用者もしくはその家族からの金銭及び物品の授受
- ③ 利用者の家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者もしくは家族等の同意なしに行う喫煙、飲酒
- ⑤ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

9 相談窓口

*当事業所利用者相談・苦情担当

担 当	当事業所管理者： 澤近 悦子
	生活相談員： 上田 恭子
電 話	072-782-0602
相 談 時 間	8:30~17:30

*伊丹市役所介護保険課

伊丹市千僧1丁目1番地 電 話 072-784-8037

*兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 センタープラザ16階
電 話 078-332-5601

10 秘密の保持

- ① 当事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所は従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 当事業所はサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

1 1 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者への連絡と同様の通知を家族等へも行うものとし、連絡の方法については、その都度、利用者とその家族との話し合いに基づき行うものとする。

1 2 記録の保管

サービスの提供については記録を作成し、5年間保管し、利用者及び家族に限り、要求に応じ記録の閲覧・複写物の交付ができます。但し、複写費用は実費になります。

1 3 緊急時の対応

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際しての処置について記録します。

1 4 損害賠償

利用者に対する指定居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行います。

1 5 損害保険への加入

《損害賠償保険内容》

保険会社名	損保ジャパン
保険名	企業総合賠償責任保険
保障の概要	1. 賠償保障（施設・生産物・受託物） 2. 居宅サービス・居宅介護支援事業者等補償

1 6 暴力団等の影響の排除

従業者については、暴力団排除に関する条例に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこととする。また、事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

17 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者： 澤近 悦子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人 等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報します。

18 感染予防及びまん延防止

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19 ハラスメント対策

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行う。

利用者、家族または身元保証人等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は サービス利用を一時中止もしくは 契約を解除する。

20 業務継続計画（BCP）の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

21 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、利用者にその内容を通知し、利用者又はその家族に同意の確認をいたします。

2 2 重要事項説明の確認等

指定通所介護サービス、介護予防日常生活支援総合事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 〒666-0015
兵庫県川西市小花1丁目12-16
株式会社フレアコーポレーション
代表取締役 山本 康二

説明者氏名 澤近 悦子

私は、契約書および本書面により、事業者から指定通所介護サービス、介護予防日常生活支援総合事業についての重要事項の説明を受け通所サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____

利用者代理人

<住 所> _____

<氏 名> _____